

公 募 公 告

ウェルビーイング経営推進プロジェクト運営業務を受託する事業者(以下「委託先候補者」という。)を選定するため、プロポーザルを実施する。

令和8年9月4日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1)委託業務名

ウェルビーイング経営推進プロジェクト運営業務(以下「本業務」という。)

(2)委 託 内 容

ウェルビーイング経営推進プロジェクト運営業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)およびウェルビーイング経営推進プロジェクト運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)による

(3)委 託 期 間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4)委託上限額

8,140,000 円(消費税および地方消費税を含む。)

2 応募資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1)福井県財務規則(昭和 39 年福井県規則第 11 号)第 146 条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3)参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4)参加資格認定の日において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、または、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5)福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。
- (6)次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条の規定によるもの)でないこと。

- (8)過去3年間に、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9)実施要領および仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること
- (10)その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

3 公募資料の交付

公募資料の交付については、次のとおりとする。

(1)交付期間

令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)まで
手交の場合は上記期間の平日9時から17時まで

(2)交付場所

福井県産業労働部労働政策課（福井県福井市大手3丁目17番1号）

(3)交付方法

上記の場所での手交または福井県産業労働部労働政策課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

4 応募の手続きおよび委託先候補者の選定方法

企画提案書の内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

(1)プロポーザル参加申込書等の提出

プロポーザル参加申込書等を令和8年9月18日(金)17時までに福井県産業労働部労働政策課に提出すること。

※詳細は、実施要領を参照

(2)企画提案書等の提出

企画提案書等を令和8年10月1日(木)17時までに福井県産業労働部労働政策課に提出すること。

※詳細は、実施要領を参照

(3)企画提案書の審査

企画提案書等について、審査委員会が評価基準に基づき審査する。また、令和8年10月5日(月)～9日(金)までの間のいずれか1日にプレゼンテーション審査を実施する予定である。実施方法その他の詳細については、別途参加者に通知する。

(4)選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず参加者に電子メールで通知する。なお、審査結果の異議申立ては受け付けない。

5 応募手続きに関する留意事項

- (1)質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する場合がある。
- (2)プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3)提出された企画提案書等は、返却しない。

6 契約の締結

(1)契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が調った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める契約書(案)のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(2) 契約締結の取り消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア 前記「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 著しく信義に反する行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 契約の締結に応じない場合

カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適當となるような事情が生じた場合

7 その他

この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

8 問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ 島田・中村・小林

所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

連絡先 電話 0776-20-0389(土日祝日を除く、9時から17時まで)

メール rousei@pref.fukui.lg.jp